

豊かな郷の情報掲示板

2018

1

No.384

とよさと

広報



CONTENTS



- ※2-7 まちの話題／作文受賞表彰／人権週間
- ※8-15 隣保館／地域包括／医療保険課／こんにちは保険師です／税だより
- ※16-19 子育て支援だより／社会教育課／町立図書館／企画振興課
- ※20-23 国民年金／クリーン通信／地域整備課／産業振興課／人権政策課／消防だより
- ※24-27 お知らせ／とよさとカレンダー

崇徳保育園
愛里保育園

一生懸命ぺったんぺったん♪おもちつき

12月21日に崇徳保育園で22日には愛里保育園で、おもちつきが行われました。

崇徳保育園へは民生委員児童委員の皆さんが、愛里保育園へは老人クラブ連合会の皆さんが助っ人として駆けつけ、園児たちに、お手本を見せるなどしておもちのつきかたを教えておられました。お手本を見た園児たちは、さすがの大人の力強さに驚いた様子でした。

園児たちが実際におもちをつく場面では、重そうに杵を持ちあげて、ぺったんぺったんと一生懸命ついていました。臼の中のおもちも、最初はもち米でしたが、あっという間にやわらかいおもちに変身しました。

おもちつきの後は、みんなでつきたてのおもちをおいしくいただきました。園児たちは笑顔でおいしそうに食べていました。

昔ながらのおもちつきはご家庭でも、あまり見られなくなりましたが、園児たちにとって貴重な経験になったことと思います。



▲お手本披露。



▲つきたておいしいね。



▲両園の園児たちが一生懸命おもちをつきます。

社会を明るくする運動 豊郷町フォーラム開催!

12月6日、豊栄のさと視聴覚室を会場に、社会を明るくする運動推進委員会主催の「社会を明るくする運動 豊郷フォーラム」が開催されました。

今回のフォーラムは、推進委員会の会議において「社会を明るくする運動として例年行っている啓発活動に加え、次につなげるための何か新しい取り組みを企画していこう」という提案から企画されたものです。

社会を明るくする運動の滋賀県PR大使を務めるお笑いコンビ「ファミリーレストラン」のお二人による軽妙な語り、会場は笑顔いっぱいになりました。

講師の平田敦之さん（彦根保護区保護司会総務部長）からは「犯罪に関わる人は複雑な家庭環境など様々な事情を抱えている。相手の置かれた状況を理解し、自分に何ができるか考えていきましょう」と結ばれ、初のフォーラムは充実したものとなりました。



崇徳保育園

ニュージーランド カシミアハイスクール生と交流

12月6日、崇徳保育園にニュージーランドのカシミアハイスクールの生徒たちが訪れ、園児と交流しました。

園児たちの元気いっぱいの笑顔に迎えられた生徒たちは、「スポーツ」や「読書」、「ダンス」といった趣味の紹介も交えて上手な日本語で自己紹介をされ、忍者ダンスやじゃんけん遊び、タッチ遊びなどをとおして、ふれ合いました。園児たちは、すぐに生徒たちになじんで、抱き着いている場面もありました。

また、生徒たちからは、ニュージーランドのマオリ族の特別な踊りである「ハカ」の披露がありました。「ハカ」はスポーツの試合前など、気合を入れるときなどによく行われるものです。その迫力に園児たちは大喜びで、園児たちも「ハカ」を一緒に踊り、盛り上がりました。

交流会の最後にはプレゼント交換が行われ、園児たちからは「忍者遊びでも使った折り紙の手裏剣と和紙の壁掛け」、生徒たちからは「手作りのおもちゃ、カードゲーム、メッセージが書かれたしおり」が渡されました。その後、園内での自由交流(遊び)・給食と、時間は続きました。

お互いにとって、楽しい国際交流、思い出になったことでしょう。



▲みんなで楽しく忍者ダンス



▲園児たちも大好きになったようです。



▲園児たちも一緒に「ハカ」を踊りました。

「第19回豊郷町ビーチボール大会」

9月14日(日)開催のビーチボール大会が台風のため延期になり11月26日(日)に開催されました。男子の部9チーム、女子の部7チームとたくさんのお出場で、なかでも小学生チームが4チーム出場し大会を盛り上げてくれました。小学生チームは保護者の応援を背に受け健闘し、見事3位に輝きました。来年は「第20回」の記念大会となります。より多くのチームに参加していただき大会を盛り上げていただきたいと思っておりますので、是非、自治区等でチームをつくり参加して下さい。結果は下記のとおりです。

男子の部

優勝 SWEAT SHOP B
準優勝 SWEAT SHOP A
第3位 SAKURA

女子の部

優勝 084 会(おやし会)
準優勝 吉田軽スポーツ
第3位 豊栄6A
(サッカースポーツ少年団)



第19回豊郷町ビーチボール大会





冬の青少年育成大会開催

師走に入った12月5日、豊栄のさと視聴覚室で、冬の青少年育成大会が行われ、日頃青少年育成活動に携わる方々が参加してくださいました。今回は、「最近の少年非行について」と題して、彦根警察署生活安全課の小堀恭子さんの講演です。

少年非行の低年齢化や少年犯罪が凶悪になりつつある現状など、大人が思っている以上に深刻なものとなっていることを実例を挙げながらお話しくださり、会場は時に驚いたり、時に納得したりと熱心に耳を傾けていました。

最後に「今、ノーと言えない子どもが増えてきます。携帯電話で顔も見ないで誘う。断るのもメールです。それが一番みんなが傷つけないと思っているのです。相手の顔を見て直接ノーと言えないのです。これがどんどんエスカレートしてトラブルに巻き込まれたりする子どもも出てきています。

ノーと言えることの大切さ、ノーと言うことは間違いないと子どもたちに教えることは、大人の役目です。」ともお話しくださり、皆さんは改めて自分たちの役割をかみしめたようでした。



文化教養講座全て終了

今年度の文化教養講座が終了しました。

今年度は、教養講座開講当初から人気のある美文字硬筆に美文字筆ペンから寄せ植え講座、ラッピング講座、初めての整理収納講座が年間3回～6回にわたり行われました。

最終を締めくくったのは、ラッピング講座です。良く使う包み方「デパート包み」（斜め包み）を教えてもらいました。包むものに対しての包装紙の大きさのとり方やきれいに包めるポイントなどしっかり学んだ受講者さん。「生活に役立ちます。」と帰り際に笑顔で話されていたのが印象的でした。来年度も多くの方に充実した講座を提供できるよう文化協会事務局も気合が入りました。



災害時備蓄食料「ひこね梨カレー」ありがとうございます。

12月15日、町長室にて、JA東びわこ農業協同組合様より“ひこね梨カレー”1,250食分が贈呈されました。今回いただいた“ひこね梨カレー”は2年間保存できるという利点を活用し、台風や地震などの災害時の避難者への食糧、給食センターが使えない場合の給食などに使用していきたいと考えています。町長は「備えあれば憂い無しと言いますが、普段でも食べたいくらいです。」と感謝の言葉を述べました。心よりお礼申し上げます。



～葉牡丹をいただきました～

11月28日、滋賀県立甲良養護学校の生徒たちから豊郷町教育委員会事務局へ、葉牡丹の贈呈がありました。同校高等部では、作業学習の一環として葉牡丹をはじめさまざまな草花を育てておられます。毎年この時季に、日頃からお世話になっている関係機関に感謝の気持ちを込めて贈っておられます。いただいた葉牡丹は旧校舎にて飾らせていただいています。心よりお礼申し上げます。



▲授与式。丹精込めて育てた葉牡丹をいただきました。



▲冬の陽光に、白と紫が美しく映えます。



1月から新たに人権擁護委員に就任されました(敬称略)

人権擁護委員 清水 明博



中学生の

「税についての作文」 受賞作品を紹介します。



豊日中学校3年1組 小川 瑤恵さん



国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が主催する、中学生の「税についての作文」の入賞作品の発表があり、豊日中学校3年生の2名の方が受賞されました。
豊郷町長賞 小川 瑤恵さん
彦愛犬地区商工会連絡協議会 納税貯蓄組合会長賞 西山 千晴さん
受賞された2名のうち「豊郷町長賞」を受賞された小川瑤恵さんの作文を紹介します。

私は、今まで税金について、あまり関心がありませんでした。しかし、この作文を書くにあたって、色々調べてみると、私たちの住んでいる町でも、たくさん税金が使われていることが分かりました。そして、その税金に、私たちの生活がとも助けられています。それが分かりました。つまり、税金がないと、生活が苦しくなるといっています。

例を挙げるとすると、まず一つ目に学校や病院、救急車や消防車です。税金がないと、学校で使う教科書やワークも個人で払わないといけません。学費がとも高くなります。病院では、市町村によっては無償で診察を受けられたりします。そのシステムも税金がないと、できません。また、事故や火事の時にも、救急車や消防車にお金を払わなければならなくなります。しかし、それ以前に税金がなければ、学校や病院などの公共の施設を建てることもできません。ゴミ処理場などは特に、無いとゴミがたまっていく一方です。

一つ目に、物にかかる税金についてです。例えば、百円均一のお店で何か物を買った時に、百円ではなく百八円になります。今、百円にかかる税金は八円です。この八円は、払う側からすると、余計だと思ってもいいかもしれませんが、この八円があることによって、色々な施設が建てられたり、保障を受けることができるようになります。

税金があることによって、物の値段が高くなります。しかし、税金があることによって私たちの生活はかなり助かっています。それは、日本国憲法第三十条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定められています。さらに、税に関する法律と税の使いみちは、国民の代表者である議員が国会で決めています。

私は、これまで、税金のある意味が分からず、少し嫌でした。しかし、少し調べるだけで、税金についての情報がたくさん出てきました。税金は表ではあまり何の役目を果たしているのか分かりませんが、裏

では多大な影響を私たちの生活にあたえています。税金は私たちの暮らしを豊かで安全にするものとなっています。まさに、「縁の下力持ち」と言っても過言ではないでしょう。

私は、これまで、税金について詳しいことはほとんど知らなかったけど、調べてみて、税金は私たちの暮らしにとって、無くてはならない存在だったということが分かりました。
これからは、少し税金に興味を持って、私たちの暮らしの中にある税金を探していきたいと思えます。

左から2人目が小川瑤恵さん
3人目が西山千晴さん

● ● ● ～人権週間～ ● ● ●

12月4日の午後から、隣保館にて特設で、人権擁護委員による「人権なんでも相談所」が開設されました。普段は毎月1回、町民のみなさんからのご相談について関係機関と連携して、守秘義務を順守しながら解決に向けた取り組みを進めています。今回は人権週間の取り組みの一環になります。

また、ビッグ豊郷店前で、16時30分からは「人権週間」の街頭啓発を行いました。

啓発は来店された方に、エコバッグ等の啓発物品を配りながら行われ、伊藤町長が「一日人権擁護委員」として人権擁護委員の皆さんや提教育長とともに人権の大切さを呼びかけました。



～啓発活動の様子～

また、12月4日は豊郷小学校で、8日は日栄小学校で、1年生の各クラスで人権擁護委員の皆さんによる「人権に関する授業」が行われました。授業はスクリーンに映し出されたいじめや差別をテーマにした紙芝居が進められ、紙芝居の終わりにはみんなで大きな声で元気いっぱい「人権イメージキャラクターソング～世界をシェアせに」を歌いました。

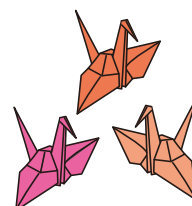


▲授業中の風景



▲授業の終わりに折り鶴とストラップが配られました。

授業をとおして人権擁護委員さんから子どもたちに「友達と仲良くする」「一人ひとり優しい心を持とう」とメッセージが送られました。授業の終わりには、子どもたちに、豊郷町出身で右手に障害をお持ちの高橋りつ子さんが左手のみで折られた折り鶴と人KENまもる君、人KENあゆみちゃんのストラップがプレゼントされました。



～必要とされる方へつなぐ服の分ち合い～

洋服などのシェアイベント・大盛況でした!



11月25日(土)午前10時から14時まで、隣保館デイルームを会場に6回目となった『洋服などのシェアイベント』を開催しました。このシェアイベントの目的は、みなさまのお家で不要になった服などを必要とされる次の方へつなげていくというものです。今回も多くの方のご協力により、たくさんの品物が集まりました。

当日はスタートと同時に、ご家族連れを始め、幅広い年代のみなさんにご来館いただき、大変にぎやかなシェアイベントになりました。ありがとうございました。



子どもたちもたくさん来てくれました。おもちゃやぬいぐるみなどに笑顔が見られました!



「タイムコーナーには、新品などの掘り出し物がいっぱい!」
とても人気のコーナーです。
次回もお楽しみに!



第1回目のシェアイベントから隣保館のボランティアスタッフと豊郷町更生保護女性会のみなさんに前日から会場の設営や仕訳、当日の運営全般を担っていたいています。

「シェア」とは「分かつこと共有する」という意味であり今後も持込みをしていただく人の想いを必要とされる人へとつなぐ、この取組みを大切にしたいと感じています。

これからも一人でも多くの方に「出会いとつながり」をキーワードにぬくもりと心地よさを感じていただける場所でありたいと思っています。

～残りの洋服等は隣保館に取り置きしています～

イベント後の残った洋服などは、しばらくの間、隣保館に置かせていただきます。ご入用の方がおられましたら遠慮なく隣保館までお問い合わせください。今回も、たくさんのご支援、ご協力をありがとうございました♥次回は、3月31日(土)開催予定です!



豊郷町地域総合センター・隣保館(☎35-0611)

町内小中学校で **認知症サポーター養成講座実施!!** 住み慣れた町で 安心して暮らし続けるために

11月1日は豊郷小学校で、11月30日は日栄小学校で、12月4日と5日には豊日中学校で、認知症キャラバンメイトの皆さんと地域包括支援センターによる認知症サポーター養成講座を開催しました。

認知症サポーターとは？

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動します。

豊郷小学校6年生、日栄小学校5年生、中学校2年生が受講し、講義やDVD、寸劇をとおして認知症について学び、グループワークで意見を出し合いながら理解を深めていきました。

グループワークでは、両小学校では「おばあちゃんの気持ち」「どんな声掛け、接し方をすれば良かったか」などについて話し合いました。子どもたちからは「何回でも優しく言う」などおばあちゃんの気持ちを大事にした発表が多くありました。また、今年度初めて開催した中学校では、小学校で学んだ接し方、対応方法についてより深く学習しました。



▲寸劇をとおして学習。



▲グループで意見を出し合おう。



▲グループで出た意見を発表。



▲中学での講座では孫役として、認知症のおばあちゃんへの接し方を実演します。

講座を受けてわかったことや感想

(主なものを抜粋)

わかったこと

- ・ 歳をとると4人に1人は認知症になる。
- ・ きつく言うと悪化する。 (小学生)
- ・ 正論じゃなくても納得できる形で伝える。
- ・ もの忘れだけでなく、料理の味が変わったり、考えるスピードが遅くなることもある。 (中学生)

感想

- ・ 自分になったら助けてほしいので他の人のことも助けようと思った。
- ・ どう接するかがわかったので良かったです。 (小学生)
- ・ 今日学んだことを活かしたい。
- ・ 言葉を選んで優しく接してあげることが大切だと思った。 (中学生)

～国民健康保険からのお知らせ～

**交通事故などで保険診療を受けるときは
必ず届出をお願いします**

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガや病気などの医療費は、本来、加害者(相手方)が負担することが原則ですが、届出により国民健康保険で保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険が一時的に治療費を立替え、後日、加害者に請求しますので、警察だけでなく、役場医療保険課の窓口へ速やかに届出をお願いします。また、医療機関を受診する際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。

【届出に必要なもの】

- ①第三者行為による傷病届
- ②事故発生状況報告書
- ③念書
- ④事故証明書(自動車安全運転センター発行のもの)
※交通事故の場合

- ⑤被保険者証
- ⑥印鑑

※全ての書類がそろわなくても、まず届け出をしてください。

【このような場合も第三者行為となります】

- ◆自動車事故以外の自転車同士の事故
- ◆暴力行為によるケガ
- ◆他人の飼い犬にかまれた
- ◆他人の落下物に当たった など

【注意点】

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合があります。また、加害者から返還してもらう分について、当事者双方で請求しない旨の示談を行えば、豊郷町(保険者)が加害者に直接請求できなくなり、被害者自身が思いがけない負担を負うおそれがありますので、示談をする前にお早めに下記お問い合わせ先までご相談ください。

※以下の場合には国民健康保険での治療は受けられません。

- ◆勤務中や通勤途中での事故(労災保険の対象となります。)
- ◆不法行為(飲酒運転や無免許運転など)による事故

お問い合わせ先 医療保険課国民健康保険係 ☎ 35-8117

～後期高齢者医療制度についてお知らせ～

医療費通知の送付月が変わります

被保険者の皆様の健康管理に役立てていただくため、被保険者おひとりおひとりに発行している「医療費のお知らせ」(医療費通知)のお届け月が次のとおり変更になります。

これからのお届け月 (年3回発行)	・1回目: 8月 → 9月に変更
	・2回目: 11月 → 翌年2月に変更
	・3回目: 翌年3月 → (変更ありません)

※医療費通知が手元に届いた方は、記載に誤りがないかの確認をお願いします。

※なお、対象期間内に医療機関へ受診がなかった場合は、医療費通知は発行されません。

●お問い合わせ先

医療保険課 ☎ 35-8117

または、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013

40~74歳の豊郷町国保加入者の皆様へ

国保特定健診受けましたか？

通院中の方も健診の対象です。かかりつけ医で健診を受診しましょう。

健診実施期間は
2月28日(水)
までです！

STEP1 医療機関へ電話(予約)する

医療機関名	住所	電話番号	健診実施日等
豊郷病院	豊郷町八目 12	35-3001 (予約:健診担当まで)	月・火・木・金曜日の 10:00 ~ 12:00 電話にて予約が必要
重森医院	豊郷町四十九院 867	35-2068	診療時間内 電話にて予約が必要
たけは内科医院	豊郷町下枝 23-2	35-8015	月・火・木・金曜日の診療時間内 電話にて予約が必要
おした整形外科 医院	豊郷町下枝 23-1	35-0017	診療時間内 * 健診は基本内科にて受診してください

* 町外のかかりつけ医療機関(県内に限る) で健診を希望される場合は、かかりつけ医療機関に国保特定健診実施の有無、実施期間をご確認のうえ受診してください。

STEP2 医療機関で健診を受ける

持ち物: ①健康保険証 ②健診受診券* ③質問票* ④自己負担金500円(70歳以上は無料)

* 健診受診券と質問票は、4月下旬に対象の方にお送りしています。

お手元がない場合は医療保険課にお申し出ください



STEP3 医療機関で健診結果の説明を受ける

豊郷町 高齢者
インフルエンザ
予防接種

実施期間延長のお知らせ

豊郷町の高齢者インフルエンザ予防接種の実施期間を1月31日まで延長しています。各医療機関にてご相談ください。



期間

平成30年1月31日(水)まで
自己負担金 1000円
対象の方には9月末に通知しています。

みんなで予防
インフルエンザ

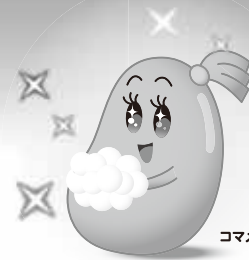
マメな手洗いと咳エチケットで
「かからない」、「うつさない」。



マメソウくん

咳エチケット

マスク、ティッシュ・ハンカチ、
そでなどで鼻と口をおおひましよう。



コマメちゃん

手洗い

指先、指の間、親指、手首は
特に注意して手洗いをしましょう。

インフルエンザに関する情報

今冬 インフルエンザ



バーコード読み取り機能付き携帯電話もしくはスマートフォンでご利用になれます。



豊郷町 特定不妊治療費等助成事業のご案内

妊娠を望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれない夫婦は約 7 組～ 10 組のうち1組あると言われてい
ます。近年の不妊治療の進歩により、不妊治療を受ける夫婦は年々増加しています。そこで豊郷町では、不
妊治療の経済的負担を軽減し、出産への支援を行うことを目的とし、医療保険が適用されない人工授精、体
外受精、顕微授精を受けられた方に治療費の一部を助成しています。

<対象者> 下記に全て該当する者。

- 豊郷町に住民登録する、法律上の婚姻をしている夫婦
- 特定不妊治療費等の治療法以外では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと診断された方
- 滋賀県が指定している医療機関で治療を受けた方(人工授精は除く)
- 滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業要綱の助成対象者である方(人工授精は除く)
- 豊郷町税(国民健康保険税を含む)、豊郷町納付金を完納している夫婦

<助成額・助成回数など> ※1年度は 4月1日～3月31日

特定不妊治療(体外受精、顕微授精)

- 助成額: 治療に要した額から県助成額を差し引いた額で、1回の治療につき 10万円まで
- 助成回数・年齢: 県に準ずる

人工授精

- 助成額: 治療に要した額
- 助成限度額: 1回の治療につき 10万円まで
- 助成回数: 1年度あたり2回まで通算10回

<申請書類>

- ・ 豊郷町ホームページ「妊娠・出産」の「特定不妊治療等助成制度」よりダウンロード
- ・ 豊郷町医療保険課の窓口でお渡し

<申請期限>

- ☆ 特定不妊治療(体外受精、顕微授精) … 県の決定通知を受けた日から 60日以内
- ☆ 人工授精 … 治療を終了した日の属する年度内

<申請窓口>

- ご申請・お問い合わせは、豊郷町医療保険課 保健師(☎35-8117)まで
(希望あれば別室でのご申請受付・お問い合わせ対応可能)



2月4日～10日は 滋賀県がんと向き合う週間



私はがんになりません。
そう言いきれるのは、
2人に1人。

知らないことが、いちばんの危険。

- がんを予防しましょう
 - がん検診を受けましょう
- 「大人ももらおう! 大事なからだの成績表」



滋賀県健康づくり
キャラクター
しがのハグ&クミ

受け忘れはありませんか?

平成29年度の豊郷町の乳がん検診医療機関実施分のお申し込み期限は 2月末までです。

(豊郷病院・KKCウェルネス彦根クリニックで実施しています)
2月末までに豊郷町 医療保険課(☎35-8117)までお申し込みください。

がん情報が

検索

「はたちの献血」 キャンペーン

誰かじゃない 自分が動く はたちの献血



1月～2月は、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心に、献血へのご理解とご協力をお願いしています。

県内で献血にご協力いただいた10代～20代の方、先着500名様に記念品をプレゼントします。(高校生限定キャンペーン対象者を除く) (イメージ)

献血はひとりでもできる社会貢献活動です。病気と闘っている患者さん、輸血を必要としている人に、皆さんの協力が必要です。

- 豊郷町では
平成30年3月26日(月)豊郷町隣保館で献血をおこないます
受付時間: 10時～12時 13時～15時30分
献血内容: 全血献血200mlまたは400ml

- びわ湖草津献血ルームは、毎日オープン!(1月1日を除く)

受付時間:
全血献血 9時45分～12時 13時～17時30分
成分献血 9時45分～11時45分 13時～16時45分
電話: 0120-007-932
住所: 草津市西沢川1丁目1番14号 行岡第一ビル6階



健康推進員 活動

「野菜食べ隊キャンペーン」を実施しました

11月26日(日)に、丸善アスト店の店頭をお借りして、啓発活動を行いました。

9時30分の開店から多くのお客様が来られ、声をかけさせていただくと快くご参加くださいました。

私たち健康推進員は、「野菜を1日350g以上食べましょう」を皆さんにお伝えし、野菜を使った料理のレシピの配布や、野菜を組み合わせる350gにするクイズを実施しました。普段は野菜の重さを量ることはあまりないようで、「まだ足りない」「重すぎるわ」など、みなさん楽しそうに参加していただきました。

私たちの活動が、少しでも毎日の食生活の参考になり、これからのバランスの良い食生活につながれば…と思います。

豊郷町健康推進員協議会
ヘルスサポーター部会
部長 高橋 美知代



生活リズムを整えよう!

健康増進計画から
豆知識 NO.7

子どもたちの就寝時間が、とても遅くなっています。睡眠のリズムが乱れると、生活全般のリズムが乱れ、子どもの成長や健康に悪影響を及ぼす心配があります。子どもが良い睡眠・生活リズムを身につけるにはご家族の協力が大切です。家族みんなで生活習慣を見直してみましょう。

夜更かしに注意が要る 5つのワケ

①子どもの成長に影響する

「成長ホルモン」とは…
子どもの脳(集中力や記憶力)や身体の発達(骨や筋肉を作りしっかりした身体を作る)、疲労回復の為に重要なホルモンです。また、眠っている間の夜9時頃から作られます。「夜更かし」をすることで、成長ホルモンの分泌が少なくなり、成長への影響があります。

②生体リズムが乱れ、時差ボケ状態

生体リズムはどんどん後ろにずれて、時差ボケと同じ状態となります。そのため、疲れやすく食欲や集中力が低下し、日中ぼーっとした様子となり、本来ならもっと楽しめる遊びも全力で遊びにくくなります。

③感情コントロールが不安定になる

慢性的な時差ボケ状態が続くため、日中の運動量も減少してしまいます。すると、セロトニン(神経活動のバランスを維持するホルモン)の分泌が減少し、イライラするなど感情のコントロールが不安定になります。

④食生活が乱れる

遅くまで起きていると、朝寝坊になり、朝食を食べる時間がなくなります。代わりに、深夜にものを食べる機会も多くなるといった食生活の乱れが起こります。そのため、体調不良になりやすく、肥満の原因にもなります。

⑤夜が眠りにくく、朝が起きにくくなる

メラトニンは、暗い夜間に分泌され新陳代謝を促し、疲れをとるホルモンです。また、眠気を促すリズム作用も考えられています。メラトニンは、「夜更かし」で常時明るい場所に居る状態であると、分泌が抑えられます。その結果、ますます夜が眠りにくく、朝が起きにくくなる悪循環となります。

申告相談および申告書の受付は、
2月16日(金)から
3月15日(木)までです。

申告会場 税務課
時 間 平日8時30分から17時15分までに
お越しください。

◎3月4日(日)のみ休日受付を実施します。

確定申告
お忘れなく!

確定申告が必要な人

- ①農業や営業等を営んでいる人
 - ②**2か所以上**から給与の支払いを受けている人や給与所得以外に**20万円**を超える所得のある人
 - ③給与の**年間収入額が2000万円を超える人**
 - ④土地や建物などの資産を売った人
 - ⑤地代、家賃、利子、配当、山林所得などがある人
 - ⑥給与所得者が、年末調整で配偶者控除や扶養控除を受けたが、配偶者や扶養者が**38万円を超える所得がある人**
 - ⑦平成29年中の各所得の合計額が、各控除の合計額を超える人
 - ⑧確定申告をすれば税金が戻る人
(年末調整など、すでに所得税を納められた人で、控除額等に変更のあった人などです。)
- ※申告期限までに申告をしなかったり、誤った申告をすると、加算税や延滞税がかかることがあります。
- ※所得税の納付期限は、**3月15日(木)**までです。

確定申告が必要でない人でも、住民税(町県民税)の所得申告は必要です

平成29年中の所得(収入)の多少にかかわらず申告をしてください。また、所得がない人も申告をしてください。

※申告がない場合は、**所得証明書等が交付されません。また、国民健康保険税の軽減対象であっても軽減を受けられませんので必ず申告してください。**

申告には、次のものがが必要です

- ①給与や年金所得者は、源泉徴収票が必要です。それ以外の人は、収支明細(内訳)書や雇用主からの支払い証明書などが必要です。
- ②生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料の平成29年中の支払証明書など(領収書不可)
日本年金機構が発行する「**国民年金保険料控除証明書**」の添付が必要です。
- ③印鑑(振替納税をされる人は、その金融機関への届出印と口座番号が必要です。)
- ④還付を受けられる人で、金融機関への振込を希望される場合は、本人名義の通帳番号等が必要です。

所得税・町県民税の申告期間が間近になりました。

申告に関するお知らせ

役場へ確定申告書を提出される際には、マイナンバーの記載に加え、**本人確認書類の写し**が必要となります。

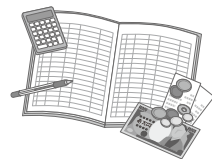
本人確認の添付書類例

- 1 個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方は、その写し
- 2 通知カード + 運転免許証または健康保険の被保険者証等の写し

※本人確認書類等を役場でコピーすることはできません。写しの持参をお願いいたします。

◎所得申告納税相談を、次の日程で行います。

期 日	曜日	字 名	会 場	時 間
2月16日	(金)	石畑・八目・日栄	豊郷町役場 別館3階 第1会議室	9:00~18:00
2月19日	(月)	四十九院		
2月20日	(火)	高野瀬・上枝・杉		
2月21日	(水)	沢・下枝		
2月22日	(木)	三ツ池・大町		
2月23日	(金)	安食西・安食南		
2月26日	(月)	吉田		
2月27日	(火)	雨降野		
2月28日	(水)	八町		
3月4日	(日)	全字	豊郷町役場 税務課	9:00~15:00



※所得申告は、国民健康保険税の算定や各種福祉施策などの大切な資料となります。

どんなときに所得税が軽減されるの？

医療費を支払ったとき 医療費控除

平成29年中に多額の医療費を支払ったときは、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

医療費控除額の計算方法

$$\text{平成29年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円または所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の計算方法

$$\text{平成29年中に支払った特定一般用医薬品等購入費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{1万2千円} = \text{セルフメディケーション税制医療費控除額 (最高8万8千円)}$$

※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

※平成29年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」（人間ドック、各種健（検）診、予防接種等）を行っている方が対象となります。一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付が必要になります（氏名、取組を行った年及び取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。）。

※セルフメディケーション税制の対象商品は領収書に記載されています。

※源泉徴収されている人で上記等の控除をうける場合、確定申告することによって所得税の還付を受けることができます。必ず、印鑑と本人名義の金融機関の通帳をご持参ください。

医療を受けた人の病院・薬局などの所在地・名称ごとに領収書を手分けし、支払った医療費を申告納税相談まで取りまとめておくと申告書をスムーズに作成することができます。

平成29年分の確定申告から、医療費控除は、領収書の提出が不要となりました

領収書の提出の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要となります。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※セルフメディケーション税制を適用する場合は、“セルフメディケーション税制の明細書”の添付が必要になります。

農業所得収支計算および医療費控除の相談会を開催します

農業所得の収支計算や医療費控除について、わからないという人のために今年も相談会を開催します。

- 日 時 1月27日（土） 9時～15時
- 場 所 豊郷町税務課
- 持参品 領収書等の必要書類

都合が悪くどうしても相談会に行けない人は、申告相談の始まる2月16日までに豊郷町税務課にて収支計算等の相談を受けてください。





明けましておめでとうございます。
子どもたちや保護者の皆様の笑顔が
いっぱい見られる支援センターになる
よう職員一同力を合わせて頑張ります。
今年も宜しくお願いいたします。



豊郷町子育て支援センター



色紙で小さなパーツを
16個作って組み合わせ
ていきました。一人ひとり
色合いの違ったすてきな
リースができました。



大辻先生に教えていただいて、木の実や葉っぱを
使って、クリスマスの飾りを作りました。ツリーの形
に抜いた段ボールに、思い思いの木の実や毛糸、マ
カロニなどをボンドで付けていきました。お母さんと
協力して素敵な壁飾りができました。

11月・12月 支援センター

トンネルをくぐったり、高い所から飛んだり、鉄
棒やトランポリンに挑戦したりして遊びました。外は
風の強い寒い日でしたが、子どもたちは汗をかきな
がら楽しんでいました。



初めて、バランスボールを取り入れました。
ストレッチや座り方など基本を教えてもらい、バ
ランスボールの弾みをうまく利用しながら、体を動
かしました。日頃運動不足が気になるお母さんたち「ま
た、やりたい」との声があったので2月に2回目を開
催します。たくさんの方の参加をお待ちしています。

ひろばだより



2回目のプレひよこ広場を、開催し
ました。今回も西村先生にベビーヨガ
マッサージを教えていただきました。
子どもたちは、お母さんに優しく触
れてもらってとても気持ちよさそうでした。

「楽しかったよ！ おやつ作り…」

ひよこクラス(0歳児)
…ミルクずもち
うさぎクラス(1歳児)
…手作りふりかけおにぎり
ぞうクラス(2歳児)
…さつまいもの茶巾しぼり
管理栄養士の松本先生に
教えていただいて、おやつ
を作りました。うさぎクラ
スとぞうクラスは、子ども
たちのできることはお手
伝いしてお母さんと一緒
に楽しみました。自分たち
で作った「安心・安全」な
おやつをみんなで美味しく
試食しました。



子育て支援だより

子育て支援センター ☎35-2450



センターおていひよう (1月15日～2月16日)

曜日	月	火	水	木	金	土	日
午前	15 英語で遊ぼう リクエストデー	16★★ 子育てひろば ひよこ	17★★ 子育てひろば ふしひよこ	18★★ 子育てひろば うさぎ	19 「片栗粉粘土」 であそぼう		
午後	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば		
午前	22 ☆☆ 「雪の景色」を 作る	23 英語で遊ぼう リクエストデー	24 ☆☆ 「福笑い」を 作ってあそぼう	25 「運動あそび」 をしよう	26 ☆☆ 「星形キーホルダー」 を作る		
午後	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば		
午前	29 リクエストデー	30 「2月のカレンダー」 を作る	31 「2月のカレンダー」 を作る	2/1 ☆☆ 「鬼のお面」 を作る	2 図書館の 「びよびよお話会」 に参加しよう		
午後	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば		
午前	5 「新聞紙」 であそぼう	6 英語で遊ぼう 「サーキットごっこ」 をしよう	7 ☆☆ 「カード」を 作る	8★★ 子育てひろば ふしひよこ	9 リクエストデー		
午後	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば		
午前	12 振替休日 休館日	13★★ 子育てひろば うさぎ	14 リクエストデー	15★★ 子育てひろば ぞう	16 ☆☆ 「バランスボール」 で運動しよう		
午後		遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば	遊びのひろば		

★★…町内在住で該当年齢のお子さんと保護者さんだけの参加です。
☆☆…町内在住・町外在住のどなたも事前に申し込みをさせていただいてご参加ください。
(欠席の時は材料準備の都合がありますのでご連絡ください…連絡先: TEL 35-2450)

・午前中予定の★★や☆☆以外のみなさんは、いつでもおり1階のプレイルームでお過ごしください。
・リクエストデーとは、当日センターへ来てくれたお子さんがセンターの物で自由に遊んだり描いたり作ったりして遊びます。午前中、みんなで一緒に活動するわけではありません。
・参加者の年齢・人数により内容が変更になる場合があります。

雨降野冠句クラブ

親の恩	この命	戌の歳	三月号掲載の冠句題	三位	二位	人位	地位	天位	特選	冠句題	振り返る	茶飲み友	葱さざむ	手軽な頭のスポーツ	冠句に挑戦	冠句集 第361号
				茶飲み友本音で語るいい仲間	振り返る試練乗り越え家守り	茶飲み友笑顔花咲く趣味仲間	茶飲み友共に聴聞法の道	振り返る苦樂に満ちた青春普		振り返る	茶飲み友	葱さざむ				
				泰子	俊子	芳子	肇	乙比古								


冠句は五・七・五の句で、はじめの五文字がお題として決められそれに続く七・五をつくりまします。
今井三日月先生選



図書館だより


新しく買った本のなかから

*図書館で新しく購入した図書の一部を紹介します。
新刊コーナーにぜひお立ち寄りください。




さよなら、田中さん
鈴木 るりか (著)

花も実もある人生を、と名付けられた田中花実。生まれた時から父を知らず、工事現場で働く母と暮らす小学6年生。貧しい生活、友だち関係等々、悩みもあるけれど、創意工夫と持ち前のバイタリティーで、母娘2人逞しく生きている! 笑いと涙の連作短篇集。



注文をまちがえる料理店
小国 士朗 (著)

聞いた注文を忘れて、料理を別のテーブルに運んでしまうかも?!接客する店員が認知症を抱える人達だから、注文品がきちんと運ばれてくるかは誰にもわからない。間違っても、おいしそうだし「まあいいか」と、受け入れて楽しむお店の取り組みを紹介。



三方よしに学ぶ人に好かれる会社
新装版
田中 宏司 (編著)

企業と顧客・社会との良好な関係を求めてたどり着いた「みんなよし(多方向よし)」の考え方。その原点は、近江商人の「三方よし」にあった。「売り手よし、買い手よし、世間よし」の理念を発展させて「みんなよし=人に好かれる会社」を作る秘訣を紹介。



かわいくて便利な移動ポケット

ポケットのない服や、身軽に出かけたい時に、クリップでウエストにつけるだけ。ズボンやスカートだけでなく、仕切りの少ないバッグ類にも対応可能。ふたの有無、丸や四角といったデザイン、色や柄の組み合わせ例も豊富な着脱式ポケットの作り方を紹介。

その他にも

『西郷どん! (前編)(後編)』 林 真理子
 『不都合な真実 2』 アル・ゴア
 『宝石と鉱物の大図鑑』
 『カーテン&ウインドウデザインマニュアル』
 『しょせん幸せなんて、自己申告。』 綾小路 きみまる
 『京近江の武将群像』 京都新聞社

【平成三十年一月掲載作品】
第六百三号 豊郷短歌会 宇野幸男先生選

山里のはなやぐ黄葉自分色に灯火のごと古寺に映ゆ

施設にてすごせる夫の寂しむを在宅看護に覚悟決めたり

枝捨てきれず手に取り残すこのセーター思い出一杯あゝあの時を

気がつけばひそかに咲いてた金魚草季節はずれの花房撫でやる

酒の出来を祈りて仰ぐ煙突の夜明けの空に白々と立つ

岡村 愛子

諸岡レイ子

馬淵 芳子

森 典子

西山美枝子

図書館カレンダー

1 2018年						
日	月	火	水	木	金	土
	①	②	③	④	5	6
7	⑧	9	10	11	12	13
14	⑮	16	17	18	19	20
⑳	㉑	22	23	㉔	25	26
28	㉑	30	31			

2 2018年						
日	月	火	水	木	金	土
	⑤	6	7	8	9	10
⑪	⑫	13	⑭	⑮	⑯	⑰
⑱	⑲	⑳	㉑	22	23	24
25	⑳	27	28			

○: 休館日

蔵書点検のおしらせ

2月14日(水)～21日(水)の間、図書館は蔵書点検のため休館します。
返却はブックポストにおねがいします。



期間限定 貸出冊数増やします！

蔵書点検の休館前1月31日(水)～2月13日(火)の間、貸出冊数を15冊に増やします。
季節の本や、オススメの本も展示していますので、ぜひ、図書館へお越しください。
※視聴覚資料は、いつもどおりになります。

湖東広域連携
婚活応援事業

KOTO恋

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、
多賀町の1市4町を舞台に婚活事業
を行います。KOTO恋で素敵な恋を
見つけませんか？

対象

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町に在住、在勤または将来移住する意思のある
20歳～45歳の独身の男女(ただし学生は除く)詳細はホームページ(<http://kotokoi.net/>)をご覧ください。

愛荘町 バレンタイン

内 容 いちご狩り&ジャムづくり体験を楽しみます。
日 時 2月18日(日) 13:00～(受付12:30～)
場 所 町民センター 愛知川
定 員 24人(男女各12人ずつ)
費 用 男性2,500円、女性1,800円
申込期限 2月7日(水)(応募多数の場合は抽選)
持 ち 物 身分証明書(免許証、保険証など)

甲良町 タイムスリップ

内 容 かまど炊きや味噌汁づくり、昔ながらの
体験を楽しみます。
日 時 3月4日(日) 11:00～(受付10:30～)
場 所 和家(わのや)
定 員 24人(男女各12人ずつ)
費 用 男性2,500円、女性1,800円
申込期限 2月19日(月)(応募多数の場合は抽選)
持 ち 物 身分証明書(免許証、保険証など)

申込・問い合わせ先 RunLand(株) (1市4町受託業者) ☎0584-73-5123 FAX0584-73-5123

「広報とよさと」の表紙を
あなたの写真で飾ってみませんか？

「広報とよさと」をより身近な広報紙とするため、
表紙写真を次のとおり募集します。

【募集テーマ】

- ・季節にあった町内の風景、イベント、行事、観光の写真
- ・人が何かを楽しんだり、頑張っている姿など、希望や元気がもらえる写真

●応募資格

- ・町内在住、在勤、在学の方(プロアマ、年齢性別は問いません)

なお、応募規定、応募方法その他詳細につきましては役場ホームページをご覧ください。
下記までお問い合わせください。

(役場ホームページはQRコードから直接ご覧になれます。)

申込み・問い合わせ先 企画振興課 ☎35-8112 E-mail kikaku@town.toyosato.shiga.jp





し尿収集カレンダー (2月分)

日	午前	午後
1日(木)	安食西①②	安食西①②
5日(月)	安食南①	安食南①
8日(木)	沢①③・下枝①②③・高野瀬②	沢①③・下枝①②③・高野瀬②
9日(金)	—	不定期
13日(火)	石畑①・吉田①	—
15日(木)	雨降野①・八町①	—
19日(月)	三ツ池①②③	三ツ池①②③
22日(木)	日栄①②・杉②③・大町①③・四十九院③	日栄①②・杉②③・大町①③・四十九院③
26日(月)	高野瀬①③・安食南②③	高野瀬①③・安食南②③

※「—」の日時は、他町の集落の収集日となっています。

※字名の後にある○印の数字は、お申し込みいただいた収集回数を表示しています。

①は1ヶ月に1回、②は2カ月に1回、③は3ヶ月に1回での収集申し込みを表します。

(例)「安食西①」の場合は、1ヶ月に1回収集で申し込んでいただいている安食西のお宅の収集日です。

なお、今月の収集予定表に記載のない字については、翌月以降の収集となります。

※不定期でお申し込みの方は、原則として「不定期日」での収集となります。

※1ヶ月に2回のお宅については、原則1回目をご自分の字の月1回収集日(①)に行い、2回目を1回目から15日後(2~3日は前後します)に収集します。

問い合わせ 湖東広域衛生管理組合(☎35-4058) クリーンライフ湖東有限責任事業組合(☎35-5205)

~新成人の皆さんへ~

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家庭の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

「学生納付特例制度」

学生の方で、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(就業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

免除をご希望の方は、申請年度に有効な学生証もしくは、在学証明書等をお持ちになってください。

「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

【問い合わせ先】

彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

豊郷町役場 住民生活課 ☎0749-35-8115



もったいない! 食べられるのに捨てられる 「食品ロス」を減らしましょう

食品ロスとは?

まだ食べられるのに捨てられる食品のことです。
大切な資源の有効活用などで、食品ロスを減らすことが必要です。

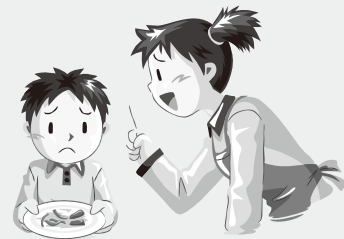
家庭でできる!食品ロス削減のポイント

ポイント1 食材を「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る」

値段が安いからといって食材を買い過ぎたり、在庫があるのを忘れて同じ食材を買ってしまったりすることは、結局使い切れずに食材を腐らせてしまう原因になります。

そんな無駄を防ぐためにも、買い物の前に食品の在庫を確認し、必要なものだけを買うようにしましょう。

買ったものは使い切る・食べ切るようにしましょう。



ポイント2 残った食材は別の料理に活用

食べ残しなどを減らすためには、料理は食べられる量だけつくるようにしましょう。
食べきれず残ってしまったら、冷蔵庫に入れて早めに食べましょう。

また、中途半端に残ったら別の料理に活用するなど、食べ切る工夫をしましょう。

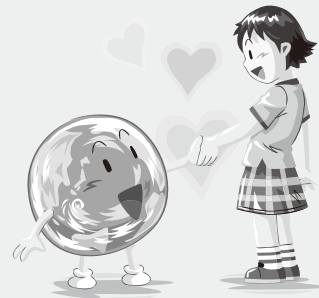
ポイント3 「賞味期限」と「消費期限」の違いは?

すべての加工食品には「消費期限」か「賞味期限」の表示がされています。

「消費期限」は、品質の劣化が早い食品に表示されている「食べても安全な期限」のため、それを過ぎたものは食べない方が安全です。

「賞味期限」は、長期間保存ができる食品に表示されている「おいしく食べられる期限」で、それを過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではありません。

賞味期限を過ぎた食品は、見た目や臭いなどで判断をしましょう。



空きびん以外は出さないで

本町では毎月1回空きびんの収集を行っておりますが、最近特に空きびん以外に陶器類等の燃えないごみが混入している事例が多く見受けられ処理に困っております。

空きびんの回収日にはびん以外は絶対に出さないで下さい。また空きびんはリサイクルしていますので、「無色」・「茶色」・「その他」に区分して出させていただきますようご協力をお願いします。

*回収できる「びん」は、食べたり飲んだりするものが、入っていた「びん」だけです。



地籍調査事業を着々と進めています

現在、法務局に備え付けてある地図（公図）および登記簿は明治初期に作成され、長い年月を経た現在、実際の土地と登記簿の内容が合わないことがあります。

そのため、土地をめぐる様々なトラブル、災害等の復旧に時間がかかったり、公共事業が進まないなどの問題は、地籍の不備、不正確なことから問題となっています。

この問題を早急に解決するために豊郷町では平成26年度から地籍調査事業を実施しています。平成29年度は、対象住民や地域の役員のご協力のもと、平成29年10月に四十九院第2工区の一筆地調査（境界立会）を実施しました。また、12月には雨降野第2工区の成果の閲覧を実施し、平成30年2月には四十九院第1工区の成果の閲覧を実施します。

今後とも引き続き事業を推進しますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ

地域整備課 ☎35-8121

農地パトロールを実施しました

平成29年11月27日（月）に開催した11月期農業委員会定例会において、農業委員の皆さんによる農地パトロールを実施しました。

パトロールは毎年実施しており、実施内容は平成28年度に農地転用の許可を出した案件について、許可内容のとおり適切に転用がなされているかの履行状況の確認を行いました。



～男女共同参画料理教室のご案内～

第4回目は「スノーボールとメープルクッキー」です。

日時 2月20日（火）10時00分～12時30分
（町ドリームバス乗車：隣保館8時50分集合 9時00分出発）

場所 クラブハリエ日牟禮ヴィレッジ（近江八幡市）

持ち物 エプロン・手拭きタオル

参加費 無料 募集人数 15名（先着）

受付期間 2018年1月29日（月）から2018年2月1日（木）まで

※受付は、執務時間内（8時30分～17時15分）のみといたします。

定員になり次第、締め切らせていただきます。（なお、代理申し込みは受付いたしません。）



今回のメニューは、クレミのスノーボールとメープル味のクッキーです。クラブハリエのパティシエが本格的なレシピで教えてくださいます。ぜひ、お申し込みください。

申込先：人権政策課
☎ 35-8113
FAX 35-5270

消火栓付近での駐車禁止について

皆さん、町内に設置されている「消火栓」や「防火水槽」はご存知ですか? 「消火栓」は道路に埋設された上水道に設置されています。また、「防火水槽」は、地面の下に埋設されていることが多く、コンクリート等で作られ、その内部に消火用水が貯蔵されているものです。消火に使用する水は、ほとんどの場合は道路上や歩道脇に設けられた消火栓や防火水槽を利用して使います。しかし、道路上に違法に駐車された車両によって、消火栓や防火水槽が使えなくなるといった事態が発生し、消防隊の活動に支障をきたすことがあります。

消火栓や防火水槽付近に駐車することは法律でも禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。

道路交通法で規制されている消防に係る駐車禁止場所は消火栓の周辺、例えば消火栓・防火水槽の吸

水口から5m以内の部分や、プール・池・河川などの指定消火栓の標識が設置されている位置から5m以内の部分です。

自動車などの車庫や消防用ホース格納箱などの消防機械器具置き場から道路に接する出入り口の5m以内の部分、火災報知機から1m以内の部分、駐車車両の右側道路上に35m以上の余地がない場合などがあります。ご注意ください。



みんなで守ろう文化財

1月26日は
「文化財防火デー」

文化財防火デーは、昭和30年に定められ、今年で64回目を迎えます。奈良県の法隆寺で大修理が行われていた昭和24年1月26日の早朝に火災が発生し、金堂壁面の大部分が焼損しました。また、同年2月には愛媛県の松山城の筒井門等3棟が、6月には北海道の松前城の天守等2棟が焼損しました。

これらの火災を契機に、「火災などの被害から文化財を守ろう」という世論が高まり、1月26日が「文化財防火デー」と定められました。

この日を中心に、全国で貴重な国民的文化財産を火災・地震・その他の災害から守るため、文化財施設への立入検査や訓練などが行われます。消防署犬上分署および豊郷町においても、文化財防火デーに伴い、1月28日(日)に豊郷小学校旧校舍群で火災防御訓練を行います。

犬上郡には、多くの文化財が各町内に残されています。長い歴史の中で先人たちが守ってきた貴重な文化財を火災等から守り、将来に継承するためにも、次の事項を守りましょう。

●喫煙マナーをしっかりと守り、文化財の近くでたき火など火災の原因となる行為は止めましょう。

●放火対策として、文化財の周りに燃えやすい物を放置せず、整理整頓するようにしましょう。



平成29年1月29日実施
多賀町檜崎
天徳山高源寺の訓練風景

～お知らせ～ 甲種防火管理新規講習

日時 2月15日(木)、同16日(金)
9:00~16:00
場所 消防本部(西今町)3階 大会議室
定員 100人(先着順、消防本部管内在住または在勤者を優先)
受講料 4,280円(テキスト代を含む)
申込期間 1月22日(月)~1月26日(金)
8:30~17:15
(定員になり次第、申込を締め切ります)
問い合わせ先 消防本部予防課
☎22-0332, FAX 22-9427
※受講申し込みについては、消防本部予防課の窓口のみでの申請となります。電話、FAX、郵送やインターネットなどからの申し込みは受付けておりませんのでご注意ください。

備えよう住宅用火災警報器
10年経ったら取り替えましょう!

違反対象物公表制度 平成30年4月1日運用開始!
(詳しくは市ホームページをご覧ください。)

「人権なんでも相談所」のご案内

豊郷町では、毎月1回隣保館・相談室において、人権擁護委員による「人権なんでも相談所」を開設しています。

ここで受けした内容は徹底して守られますので、安心して「人権なんでも相談所」をご活用ください。

また、大津地方法務局彦根支局においては、平日（火曜日から木曜日）の9時30分～16時30分まで管内の人権擁護委員が常駐していますので、お気軽にご相談ください。

なお、詳しいことについては、大津地方法務局彦根支局総務係 ☎22-0242 までお問い合わせください。

1月の相談日です (13:30～15:30)

月 日	曜 日	担 当 委 員	場 所
1月 25 日	木	人権擁護委員 2名	豊郷町隣保館 (相談室)

問い合わせ先 人権政策課 ☎35-8113

スマートフォン用アプリでも広報とよさとが読めます!!



マチを好きになるアプリ



※「i 広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。

※広告が表示されますが、豊郷町とは何ら関係ありません。

問い合わせ先 企画振興課 ☎35-8112

行政サービスに
ついての相談は、
行政相談委員さんへ

2月の相談日は20日(火)
13時～15時30分

場 所 豊郷町役場別館
3階会議室

相談員 古市 和子さん

ご相談は無料・予約不要・
秘密厳守です。

問い合わせ
総務課 ☎35-8111

【事業者のみなさまへ】 年次有給休暇を取得しやすい 職場づくりを!

年次有給休暇は、労働基準法で定められた権利です。労働基準法において定められている要件を満たせば、申し出ることにより取得することができます。(勤続年数や週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。)

<働いている皆さんへ>

年次有給休暇の取得には、会社に申し出ることが必要です。

仕事を計画的に進めているように、年次有給休暇についても、職場と調和を図り計画的に取得しましょう。

<経営者の皆さんへ>

来年(度)の事業計画を検討するに当たっては、従業員の年次有給休暇の取得日を割り振ることができる制度(計画的付与制度)もあります。年次有給休暇を取得しやすい職場づくりに取り組みましょう。

(問い合わせ先)

滋賀県労働局雇用環境・均等室
☎077-523-1190
<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成30年度 県政モニターを募集します!

日頃の生活の中で気づいたことや、県政に対する思いを聴かせてください!

県政モニターは、お届けする情報で県政への理解を深めていただきながら、インターネットを通じてアンケートにお答えいただく活動が中心となります。

若い皆さんからたくさんのご応募をお待ちしています。

気軽に参加できる内容ですので、これをきっかけに県政に参加してみませんか。

■募集人数 400名(応募者数が400名を超えた場合、性別・地域別・年齢別のバランスを考慮したうえで抽選)

■応募資格

平成30年4月1日現在で次の全てを満たす方です。

- ・県内在住の満15歳以上の方
- ・県政に関心を持ちモニター活動を遂行できる方
- ・インターネットを利用してサイトの閲覧、メールおよびアンケートへの回答ができる方(タブレット、スマートフォンは可、携帯電話端末は除く)

※国または地方公共団体の議員や常勤の公務員を除く。

■応募締切 平成30年2月9日(金)午後5時(現在募集中)

■応募方法 滋賀県ホームページ「しがネット受付サービス」よりお申込みください。

URL: <http://s-kantan.com/pref-shiga-u/>

■応募のお問合せ先

〒520-8577 滋賀県庁広報課県民の声係
☎ 077-528-3046 FAX: 077-528-4804
E-mail: ab0001@pref.shiga.lg.jp
滋賀県広報課ホームページ URL: <http://www.pref.lg.jp/a/koho/monitor/>

司法書士による相続に関する無料相談会

2月は「相続登記はお済みですか月間」です。司法書士による相続に関する無料相談会を開催します。相続登記・遺言等について、司法書士が無料・予約不要で相談に応じます。

日時 平成30年2月17日(土) 午後1時～4時

(受付は午後12時45分～午後3時30分)

場所 ビバシティ彦根・2階研修室 (彦根市竹ヶ鼻町43-1)

☎ 滋賀県司法書士会 ☎077-525-1093 (平日:午前9時～12時・午後1時～5時)

最低賃金、確認した？

滋賀県最低賃金 (平成29年10月5日発効)

時間額 813円

特定(産業別)最低賃金 (平成29年12月29日発効)

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業 時間額 888円	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 時間額 891円	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 時間額 875円
自動車・同附属品製造業 時間額 896円	各種商品小売業 時間額 818円	

お問い合わせ先 滋賀労働局賃金室 ☎ 077-522-6654

彦根労働基準監督署 ☎ 0749-22-0654

総合住宅リフォーム

住まいのことなら何でもおまかせ!!

屋根補修 漆喰塗り直し
(雨漏れ補修) 屋根・外壁塗装

ローンOK! 月々 **5,000円**～

【業務内容】

- ・屋根葺替
- ・雨樋工事
- ・サイディング工事
- ・増改築工事
- ・水廻り全般
- ・クロス張替
- ・フローリング
- ・内装工事全般
- ・エクステリア全般
- ・オール電化

(株)三共

【本社】彦根市和田町41-11
【支店】近江八幡市十王町339-6-102

☎ **0120-272-852**

広告

滋賀県初開催!! 自衛隊・警察・消防 公務員合同職業説明会を開催します!

- 開催日時
1月25日(木)・27日(土)
9時30分～12時(受付9時～)
- 会場
滋賀県大津市打出浜1番10号
滋賀県警察本部
- 参加機関
自衛隊滋賀地方協力本部・滋賀県警察本部・大津市消防局
事前申し込みは不要ですので、気軽に参加して下さい。
- 職業別の詳しい内容についてのご質問は下記まで
自衛隊滋賀地方協力本部募集課募集班
☎077-524-6446
滋賀県警察本部警務課採用係
☎0120-204-314
大津市消防局消防総務課庶務係
☎077-525-9901

町内工事のみ 企業のみみなさんへお知らせです

平成30年度町内建設工事入札参加資格審査のご案内

受付期間 2月7日(水)～2月9日(金)
9時～17時

審査基準日 平成29年10月1日

受付場所 豊郷町企画振興課(別館2階)
※持参のみに限ります。

登録期間 平成30年4月1日～
平成31年3月31日まで(1年間)

申請者の資格

次の要件を満たしていることが必要です。

- ①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人および被保佐人でない者)および破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことおよび暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していないものであること。
- ③入札参加資格制限を受けていない者。
- ④国税および地方税を滞納していないこと。

提出方法および注意事項

- ①提出書類は、A4縦フラットファイル(ブルー系。綴じ具は金属製以外のもの)に提出書類順に編さんしてください。
- ②添付書類のうち、官公署の発行する証明書類等は、原寸大かつ鮮明な写しにしてください。
- ③納税証明書は、直前1年度決算分の本店および受任地分が必要です。
- ④フラットファイルの表紙および背表紙には、『平成30年度入札参加資格審査申請書【建設工事】』および『会社名』を明記してください。
- ⑤申請書に虚偽の記載をしたり、または重要な事実の記載をしなかったりした場合は入札参加資格の認定は受けられず、認定後発覚した場合は資格を取り消すことがあります。
- ⑥受付期間内に申請がない場合は、平成30年度の入札参加資格は得られません(資格の期限切れに伴う通知は行いません。)

その他

様式は豊郷町ホームページ(<http://www.town.toyosato.shiga.jp>)からダウンロードしてください。

ご不明な点がございましたら、

企画振興課(☎35-8112)までお問い合わせください。

乳幼児健診 1月・2月分 場所は 豊栄のさといきいきルーム です。

お子さんの体調がすぐれない・発熱(37.5度以上)等の場合は、必ず保健師(☎35-8117)までご連絡下さい。



事業・受付時間	健診日	対象	持ち物など
4カ月児健診 午後1時45分～2時	1月30日(火)	平成29年9月生まれ	母子健康手帳・バスタオル・健診質問票・おたずね票・すこやか親子おたずね票
	2月27日(火)	平成29年10月生まれ	
10カ月児健診 午後1時～1時15分	1月30日(火)	平成29年3月生まれ	母子健康手帳・健診質問票 おたずね票・食事調査票
	2月27日(火)	平成29年4月生まれ	
1歳6カ月児健診 午後1時～1時15分	2月6日(火)	平成28年 6月・7月生まれ	母子健康手帳・健診質問票・おたずね票・食事調査票・すこやか親子おたずね票・タオル・コップ
3歳6カ月児健診 午後1時～1時15分	1月17日(水)	平成26年 6月・7月生まれ	母子健康手帳・健診質問票・おたずね票・食事調査票・すこやか親子おたずね票・視力検査問診票・歯の生活習慣おたずね票・タオル・コップ
乳幼児相談 午前9時30分～11時	1月26日(金)	計測、お子さんの健康や子育て、栄養について相談がある人(予約不要)	母子健康手帳 「母乳が足りているのかな?」「言葉が遅い気がするかも?」「子育ての振り返りがしたい」など気軽にご相談下さい♪
	2月6日(火)		
	23日(金)		

☆ H29年度にある全ての乳幼児健診の日程、問診票は豊郷町ホームページでも確認することができます。

とよさとカレンダー CALENDAR (1月24日～2月18日)



豊郷町 行事予定



1月	
24日 (水)	サッカー教室(崇) 校区研(愛崇幼小日中) 転倒予防教室(テ)
25日 (木)	5・6年スキー教室(小) 標準学力調査(中)
26日 (金)	振替休業日(小日)
30日 (火)	算数検定(日) 転倒予防教室(テ)
31日 (水)	認知症予防教室(テ)
図書館休館日 1月(1～4日、8日、15日、21日、22日、25日、29日)	
2月	
1日 (木)	学力テスト(～2日)(小) 第7回実力テスト(3年)(中)
2日 (金)	豆まき(愛幼) スキー教室(5年・6年)(日) ぴよぴよおはなし会(図)
5日 (月)	学習参観(日) 新入生説明会(中)
6日 (火)	委員会活動(小日) 転倒予防教室(テ)
7日 (水)	サッカー教室(崇) 新入生1日入学(小日)
9日 (金)	漢字検定(6年)(小)
11日 (日)	社会教育大会(豊)
14日 (水)	生活発表会(幼) 関西電力出前授業(5年)(小)
15日 (木)	転倒予防教室(テ)
16日 (金)	フリー参観日(小)
17日 (土)	生活発表会(愛)
18日 (日)	犬上郡ニュースポーツ大会(ビーチボール)(体協)
図書館休館日 2月(5日、11日、12日、14～21日、26日)	

- (豊) 豊栄のさと (役) 豊郷町役場 (指) 栄養指導室(豊栄のさと内) (小) 豊郷小学校 (日) 日栄小学校 (子) 子育て支援センター
 (幼) 豊郷幼稚園 (隣) 豊郷町隣保館 (愛) 愛里保育園 (中) 豊日中学校 (崇) 崇徳保育園 (テ) 生きがいデイサービス
 (い) いいきセンター (ふ) ふれあいプラザ (図) 図書館(豊郷小学校旧校舎内) (体) 豊郷町民体育館 (ア) アザック (体協) 体育協会

12月の放射線量

測定日	測定時間	天候	放射線量
12月15日(金)	午前10時	晴	0.07μSv/h
12月28日(木)	午前10時	晴	0.07μSv/h

自然放射線(通常0.01～0.2μSv/h程度)を超える数値は検出されませんでした。 ※μSv/h(マイクロシーベルト/時)
 測定場所: 豊郷町役場別館庁舎 正面玄関前(地上から1m)
 測定の方法: 測定開始時から、30秒～1分～1分30秒 3回の測定の平均値を測定結果とする

気をつけよう! 11月に豊郷町では、交通事故1件・犯罪6件が起きています。



12月31日現在

男 3,610人
前月比(-8)

女 3,757人
前月比(+1)

人口総数 7,367人
前月比(-7)

世帯数 2,947世帯
前月比(-1)



2018年 1月号 とよさと

窓口だより

(敬称略)

平成29年11月21日から
 平成29年12月20日届出

これが架空請求はがきです!

総合消費料金に関する
 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。管理番号(元)584 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して頂くようお願いいたします。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け回っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年●月●日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
 東京都千代田区霞が関●丁目●番●号
 取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-●●●●●●●●
 受付時間 9:00~20:00(日、祝除く)

- 「訴訟」「裁判」「差し押さえ」など不安をあおるような言葉が書かれていますが、身に覚えのない請求には、慌てて連絡せず、無視してください。
- こちらから連絡をすると、弁護士を名乗る者が出て、訴訟取り下げ料金等を請求されます。また、個人情報把握される可能性があります。
- 不審なはがきが届いたら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活に関する相談は、

豊郷町企画振興課 ☎0749-35-8112

(平日)午前8時30分~午後5時15分

滋賀県消費生活センター ☎0749-23-0999

(平日・土日)午前9時15分~午後4時まで

※いずれも祝日・年末年始は除きます。

窓口 インフォメーション



住民票などの時間外交付
 2月は9日(金)と23日(金)です。

- 交付できるもの
 1. 住民票の写しの交付
 2. 戸籍抄本・謄本の交付
 3. 印鑑証明書の交付
 4. 印鑑登録
 5. マイナンバーカードの交付
- 時間外交付する曜日および時間
 1. 毎月第2、第4金曜日の17時15分~19時
 ただし、祭日の場合は前日に変更します。
 2. 1月は、12日と26日です。

問い合わせ
 住民生活課 ☎35-8115 FAX35-4588

1月の町税は?

- ・町 県 民 税 4期
- ・国 民 健 康 保 険 税 10期

○町税の納付には便利な「振替納税」をご利用ください。
 手続きは、預金口座に使用される印鑑をご持参のうえ、金融機関または役場へお申し出ください。

○コンビニエンスストアでも納付できます。

問い合わせ
 税務課 ☎35-8119 FAX35-4588